

事業所税

概要

事業所税は、道路、公園、下水道、教育文化施設などの都市環境の整備・改善に要する費用に充てるための目的税で、事務所又は事業所（事業所等）において法人又は個人が行う事業活動に対して課税されます。

1 納税義務者

事業所等において事業活動を行う法人又は個人

2 税額の計算方法

	資産割	従業者割
課税標準	事業所床面積 (借り受けている分を含む。)	従業者給与総額 (賞与を含み、退職金を除く。)
税 率	1㎡につき600円	100分の0.25 (0.25%)
税 額	事業所床面積×600円	従業者給与総額×0.25%

※ 課税標準の算定期間は法人：事業年度、個人：1月1日～12月31日（原則）です。

※ 事業所床面積とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいます。

3 免税点と申告義務

京都市内の事業所床面積、従業者数それぞれの合計が、次に掲げる場合は課税されません。

合計事業所床面積…1,000㎡以下（※ 免税点以下の申告は800㎡から必要）

合計従業者数…100人以下（※ 免税点以下の申告は80人から必要）

（注1）免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日現在の状況で行います。

（注2）免税点の判定は、資産割と従業者割それぞれ別に行いますので、どちらか一方だけが課税されることがあります。免税点を超えると、超えた部分だけではなく、事業所床面積又は従業者給与総額の全てが課税の対象となります。

特殊関係者を有する場合の免税点判定の特例

特殊関係者（子会社・兄弟会社などをいいます。）が同一家屋内で事業を行っている場合は、共同事業とみなされ、その特殊関係者の事業所床面積（従業者数）を合算して免税点判定を行います。

※ 事業所税額がない方の免税点以下の申告

免税点以下であるために、事業所税の税額がない方でも、次のような場合には、申告が必要です。

- ① 法人にあっては前事業年度に、個人にあっては前年に、納付すべき税額があった場合
- ② 京都市内の事業所等の床面積の合計が、800㎡以上の場合
- ③ 京都市内の事業所等の従業者数の合計が、80人以上の場合

4 申告と納税

納税義務者が税額を計算して申告し、その申告した税額を納めていただくことになっています。

(申告期限)

法人：事業年度が終了した日から2箇月以内（法人税において、申告期限が延長された場合であっても、事業所税の申告期限は延長されませんのでご注意ください。）

個人：翌年の3月15日まで

※ 次の場合にも申告が必要です。

- 事業所等の新設又は廃止についての申告

京都市内で事業所等の新設又は廃止されたもののうち、一定の場合は、「事業所等の新設又は廃止の申告書」又は法人市民税に係る届出書（「法人等設立・解散・変更届出書」）による申告が必要です。

- 事業所用家屋の貸付申告

京都市内で事業所用家屋の全部又は一部を他に貸し付けているもののうち、一定の場合は、「事業所用家屋の貸付状況等の申告書」による申告が必要です。また、貸付けの内容に変更があった場合も同様です。

(参考)

事業所税の申告手続きについては、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、インターネットによる電子申告が可能です。

また、事業所等の新設又は廃止の申告や減免の申請も行えます。詳しくは、電子申告・納税のページ（64ページ）をご覧ください。

5 減 免

特別の事情があり、事業所税を納めることが困難である場合には、その事情に応じて市税を減免する制度があります。

主な要件	お問合せ先
① 災害を受けた場合	市税事務所法人税務担当
② その他(事業所税の非課税及び課税標準の特例と同様の趣旨に基づくもの)	